



# 10月からのごみ改革に合わせて、次の制度を創設します。

## 環境美化推進員制度を創設します。

現在、各町内会に、地域の清潔の保持と美化を推進する地域リーダーとなる「環境美化推進員」の推薦をお願いしています。

主な活動は、ごみの出し方やごみの不法投棄の監視など、ごみの適正な管理・指導です。身分証や腕章を携帯し、活動していただきます。

## 環境美化袋を支給します。

ごみステーションの清掃や町内会等のボランティア活動で集めたごみを入れるための袋として、「環境美化袋」を支給します。



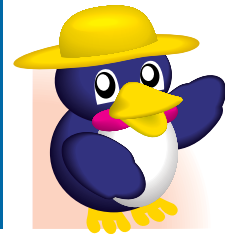
## 助成制度を創設します。

指定袋助成制度  
一定の要件に該当する人や世帯に、家庭ごみ用指定袋を支給します。  
支給対象は、生活保護世帯、心身障害者おむつ手当支給対象者、家族介護用品等購入手当支給対象者でおむつを使用している人、おむつを使用している2歳未満児を育てている世帯などの予定です。

## ふれあい収集制度

ごみをごみステーションに出すことが困難な高齢者や障害者世帯への戸別収集を行います。

\*環境美化袋の支給方法や、助成制度の申請開始時期と申請先は、市政だより等でお知らせします。



## 10月直前の大量のごみ出しは控えてください

8月、9月の短期間に集中してごみを出されますと、処理施設の処理能力を超えることが予想されます。

10月から、ごみが有料になるということで、物置や押入れなどの整理をして、ごみに出そうとお考えの方は、何日かに分けて計画的にごみステーションに出すようお願いいたします。

再使用可能な家具等は、粗大ごみに出す前に、「長岡市ごみ減量・リサイクル協力店」に認定されているリサイクルショップにご相談ください。

## 説明会実施中!

皆さんの地域に何って、10月からの新しいごみの分け方・出し方についてご説明します。町内会や各種団体、グループでお申し込みください。お申し込みは、環境業務課 電話 24 2837 へ。

## 4月から次のことが変わりました

### 資源回収奨励金が、1kg当たり5円に増額になりました。

市は、古紙類、金属類、空きびん等を集める資源回収活動をした子ども会、町内会などの団体に、奨励金を交付しています。奨励金額は、昨年度までは1kg当たり4円でしたが、今年度から5円になりました。ごみの減量とリサイクルを進めるため、資源回収にご協力ください。

### 電気冷凍庫は、収集できなくなりました。

「エアコン、ブラウン管式テレビ、冷蔵庫、洗濯機」同様、「電気冷凍庫」も家電リサイクル法の対象機器になりましたので、市では収集できなくなりました。

家電販売店か市のごみ収集運搬業許可業者に収集を依頼するか、指定引取場所へ持ち込んでください。指定引取場所は、環境業務課(電話24・2837)にお問い合わせください。

### 引越しごみを引越業者等に依頼して処理施設へ持ち込むことができなくなりました。

引越しごみは、引越しを行う家庭の方が自らが処理施設へ持ち込むか、市のごみ収集運搬業許可業者に依頼してください。処理施設まで運搬を許可業者に依頼する場合は、委任状が必要となります。

詳しくは、環境施設課(電話24・2838)にお問い合わせください。



### 市のごみ収集運搬業許可業者

- (株)加藤産業(下柳3 ☎ 27 6770)
- (株)花園サービス(福道町 ☎ 29 1122)
- (株)丸共(高見町 ☎ 24 0700)
- (株)みつね(中沢町 ☎ 35 7362)



古紙配合率100%再生紙を使用しています。環境にやさしい植物性インクを使用しています。